

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第二項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める基準

(平成二十年一月十七日)

(厚生労働省告示第五号)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号)第一条第二項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第1条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 BMI(実施基準第1条第1項第4号に規定するBMIをいう。次号において同じ。)が20未満であること
- 二 自ら腹囲を測定し、その値を申告していること(BMIが22未満である者に限る。)